

議 事 録

会議名	寒川町国民健康保険運営協議会第3回会議		
開催日時	平成25年8月29日(木) 午後1時から午後3時00分		
開催場所	議会第1会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	出席者：(委員) 熊澤委員、羽廣委員、菊地委員、玉井委員、井上委員、細川委員、黒澤委員、早乙女委員 (事務局) 佐野部長、福岡課長、三橋主査、磯崎主査、山本主事 欠席者：木島委員 傍聴者：なし		
議 題	1 平成24年度国民健康保険事業特別会計決算について 2 平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算について 3 国民健康保険料応能応益割合について		
決定事項	議題1 承認 議題2 修正の要望あり 議題3 次回までに各委員で検討		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由(一部非公開の場合を含む)	
議事の経過	<p>会 長：本日の議事録承認について名簿順ですが、前回羽廣委員にお願いしたので今回は菊地委員にお願いします。それでは、議題1について事務局より説明願います。</p> <p>事務局：【資料により平成24年度国民健康保険事業特別会計決算について説明】</p> <p>会 長：ここままで何か質問ありますか。 委 員：事務局としてトータルの評価は。 事務局：繰越額280,000千円については、収納率の向上によるものと、高額医療費共同事業の拠出額より交付額が上回った結果と考えられます。 保険料算定時に歳出入の見込みを出すのが、結果的に歳出より歳入が多かった。保険料算定時の見込額を改めて考えていく必要があると思います。</p> <p>会 長：今の確認ですが、資料中歳入の共同事業交付金は前年</p>		

度より増額しており、歳出の共同事業拠出金は前年度より減額しているため、その差により歳入が増えたということが分かり、収納率の向上も確認できる。

委員：出産育児諸費の70件とはどういう意味か。

事務局：町国保被保険者の24年度中出産件数です。

委員：町全体の出産件数を見ると意外に少ないと感じる。

委員：資料によると、寒川町の医療費は県下17位で、特定健診受診率は4位。世帯あたりの保険料は2位と高い。この因果関係は。

事務局：医療費は県内で中程。特定健診受診率が高いのは、基本健診からの受診者の移行や担当で受診率向上に努めていることからと考えられます。

特定健診と医療費の関係は先々にならないと分かってこない。検診後の保健指導受診率が低いので、上げていかなければならないと考えています。そのために県のモデル事業にも取り組み、医療費抑制の手段を講じているので、長い目で見ていただきたい。

保険料が県内上位ということだが、医療費として必要な額を保険料として適切に算定しており、医療費が抑制されれば保険料も下げられると考えております。

委員：町は公費がもらいにくい制度になっており、もらえるように変えていかなければと思う。

事務局：一人あたりの国庫支出金が低くなっており、内容は、医療費に対し定率で入ってくる療養給付費等負担金、高額な医療が多ければ連動して入ってくる高額医療費共同事業負担金があります。

町単独事業として医療費助成を行うことにより、国の調整交付金が約32,000千円減額されていることが大きいと思います。

県支出金については、現在応益割の方が40%と少ないため軽減分として入る額が少ないと言える。50%に近づくほど県費が増額となるしくみになっています。

保険料算定方法は市町村により異なるため、差が出ていると思います。

委員：医療費助成とは、特別会計で行っているものか。

事務局：例えば、小児医療費助成では、小学校三年生までの医療費を助成するもので、就学前では保険者が8割、自己負担の2割を町が助成するもの。被保険者の医療機

関での自己負担は0円となります。

委員：町の政策として行っているということだが、助成された分は一般会計から繰入されているのか。

事務局：事業は一般会計で行っています。国保特会において療養給付費を申請するに当たり町単独事業の医療費分については係数をかけられ、減額となるしくみ。

委員：事業は国保特会に負担はないが、国のペナルティーとして減額されているということか。

事務局：医療費助成に限らず、町単独事業を行うことは、町に余力があるとみなされ交付金等を減額される。

委員：保険料算定の際に未収金分を一般会計より繰入しているが、医療費助成による公費のペナルティー分について繰入はないのですね。

会長：最終的に保険料に計算されることになる。  
ご意見等なければ了承でよろしいでしょうか。  
続いて、議題2について事務局より説明願います。

事務局：【資料により平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算について説明】

会長：質問ありますか。

委員：一般会計繰入金の減額補正をこの時期にやる意味は。

事務局：毎年、この時期に繰越金の処分のための補正を行っています。

その他繰入金は、見込み収納率から未収納分としての額を一般会計から繰入しており、今回収納率が良く、差額の約44,000千円を戻すルールでありました。

しかし、繰越金が多かったことから、国保財政調整基金の積立残額を見ながらその金額を決めたいと財政当局から提案があり調整してきました。

その他繰入金を未収納分に充てる考えは変わらない中、それを丸々返すことは、被保険者が未収納分を肩代わりすることになるという説明をしましたが、基金残額が県の特別調整交付金のインセンティブを受けられる額(医療費の5%)約1億8千万円を下回らないよう積立をした上で、その他繰入した額を上回らない額として1億3千万円返すこととなりました。

44,000千円は過充当分、残りの86,000千円は保険料以

外に余剰となった部分を一般会計に返して欲しいと。  
この財政当局の提案を受け、当協議会の見解をいただきたい。

委員：未収納分を被保険者の負担とすることの無いよう、町として一般会計からその他繰入をしている。その額が約1億3千万。

担当課の努力により収納率が良かったため、予定収納率を上回った差額が44,000千円。これを返すのは納得できるが、+ $\alpha$ の86,000千円を返すことは被保険者負担になるということ。道義に合わない。

まして前年度繰越金で補填するとなるとおかしい。  
前年度繰越金というのは、被保険者が健康を気遣ったり、ジェネリック薬品を使ったりして医療費をかけなかった努力の結果であり、町が収納率向上の努力をした結果である。これは26年度の保険料に充てて、少しでも保険料を下げるために使うべきもので、今年度のその他繰入に充てるべき性質のものではない。86,000千円は国保加入者のものである。これを一般会計に戻すことは、特別会計の意味がない。

委員：同意見。保険料が高いため滞納になっている。町の財政が苦しいのかもしれないが、被保険者が負担したものは特会保険者のもので、保険料を下げるために使うべき。44,000千円以上返すのは問題ではないか。

委員：国保財政調整基金にいくら積むかは別の議論だ。

委員：繰越金が多いのは保険料が高すぎるからだ。

委員：基金積立の5%をキープしつつ保険料を下げるべき。

委員：医療費助成をすることにより、国庫金をもらえないということは、国保被保険者が負担を強いられているということになる。

事務局：たとえ町の施策でも、国庫金算出の際に減額され被保険者負担につながるということで、未収金分以外にも法定外繰入を確保していくよう予算要求時にしていきたいと思います。

委員：寒川町は国・県・一般会計繰入が少ない上に保険料が高く不自然である。努力をしていただきたい。

事務局：協議会の総意として、基金の5%を保ちつつ保険料に充当し下げていくのが望ましいということであれば、その取り扱いが望ましい。

委員：今回の補正を許すと、今後未収金分まで一般会計から出てこない可能性がある。繰越金が出たから返しなさいというのはおかしい。

未収金分については当初予算でしっかり組ませることが大事。基本的な考え方である収納率が上がったことによる返還、ここは譲らせてはいけない。

会長：先ほど委員からあった、町単独による国庫金の減額が被保険者負担になっていると協議会で意見があったことも伝えていくべきである。

あわせて44,000千円返還についても考慮するように。協議会の総意として伝えていただきたい。

よろしければ、続いて議題3 応能応益割合について事務局より説明願います。

事務局：【資料により応能応益割合について説明】

会長：資産割廃止に伴い応能応益割合が変わる。50:50になると、公費は増えるが低い所得階層では負担増。高い層では大きな影響はない。

軽減が増えれば公費負担が増え被保険者負担は減る。所得により、影響が大きいところもありどう見るか。前回の資料と照らし合わせ、最終的に一人あたりの増減はそれほど変わらないが、資産のある人にはメリット大きい。ご検討いただき、今年度中に方向性を出すことになりましたが、確認事項ありますか。

委員：所得400万円4人世帯資産なしは影響大きいようだ。ケース1パターン2で15千円程度になる。

影響大きいのはどの所得階層か。

会長：所得割は現行52%から50%になるので下がる。

その分均等割・平等割でどう増えるか。

事務局：世帯内被保険者数による影響が大きい。

会長：あと2回の協議会で2月に理事者へ報告となるため、次回11月21日（木）に各委員の意見を持ちより、調整としたい。

事務局よりその他として何かありますか。

事務局：2点ございます。

1点目、取立訴訟について、横浜地方裁判所へ移送され、審理がなされ、次回9月10日に判決となります。

	<p>事務局：判決が出たら報告いたします。</p> <p>2点目、国保団体連合会の診療報酬明細書を使い、医療費分析データを作成。保健指導事業・予防事業に活用していくためのシステム「KDBシステム」（国保データベースシステム）が国指導で始まります。</p> <p>国保中央会において25年10月稼働、神奈川県国保連合会において26年6月より全市町村参加が決まっております。寒川町は県の保健指導モデル事業をやっている関係で、先行して参加の調整を行っています。</p> <p>KDBシステムは、診療報酬データ・特定健診・保健指導データ・介護データを関連付けるため、個人情報関係について担当と調整中です。</p> <p>町にも役立つと考えられるため活用していきたい。この事業による費用負担は発生しません。</p> <p>委員：個人指導ができるようになるのか。</p> <p>事務局：統計的なデータ及び個人データが取れるようになり、また、不要なデータを見ない設定もできます。</p> <p>委員：人によっては個人データの使用を嫌うこともあると思うが、国の見解は。</p> <p>事務局：国は、25年6月25日に通知で、それぞれの保険者が保険事業に使うものは目的外使用ではないとしている。ただし、個人情報保護については町の規定により管理となっているため、町個人情報保護審査会に相談中。</p> <p>委員：データを開業医に開示できるのか。</p> <p>事務局：保険者のデータを他の団体に開示するのは個人情報の観点から無理と思われる。</p> <p>会長：それでは、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって第3回国民健康保険運営協議会を終わりにしたいと思います。大変お疲れ様でした。</p>
<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度国民健康保険事業特別会計決算</li> <li>・平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算</li> <li>・資産割廃止による応能応益割合変更</li> </ul>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>早乙女 昭                      菊地 彰良</p> <p style="text-align: right;">(平成25年9月13日確定)</p>